北海道農政部請負工事監督要領の運用

新　旧　対　照　表

平成１３年３月１４日　設計第１７７３号
（令和８年３月２日以降発注の工事に適用）

（空白）

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
北海道農政部請負工事監督要領の運用	北海道農政部請負工事監督要領の運用	
第１　運用制定の趣旨	第１　運用制定の趣旨	
農政部所管の請負工事の施工に当たり、請負契約の適正な履行を確保し工事を円滑に進めるため、「北海道農政部請負工事監督要領」（以下、「要領」という。）に定めた事項について明確化を図ることにより、監督業務の適正化と効率化に資することを目的とする。	農政部所管の請負工事の施工に当たり、請負契約の適正な履行を確保し工事を円滑に進めるため、「北海道農政部請負工事監督要領」（以下、「要領」という。）に定めた事項について明確化を図ることにより、監督業務の適正化と効率化に資することを目的とする。	
第２　要領の運用	第２　要領の運用	
第２条（工事監督員の指定等）関係	第２条（工事監督員の指定等）関係	
１　支出負担行為担当者とは、総合振興局においては「総合振興局長」、振興局において　は「振興局長」である。	１　支出負担行為担当者とは、総合振興局においては「総合振興局長」、振興局において　は「振興局長」である。	
２　工事監督員の資格的要件は法令等にはないが、工事監督員を指定する目的は、「契約の適正な履行の確保」であることから、指定にあたっては、監督員の職務に関する規定から、一般的に当該工事を監督しうる物理的、技術的能力を有する者を任命することが原則である。	２　工事監督員の資格的要件は法令等にはないが、工事監督員を指定する目的は、「契約の適正な履行の確保」であることから、指定にあたっては、監督員の職務に関する規定から、一般的に当該工事を監督しうる物理的、技術的能力を有する者を任命することが原則である。	
	３　工事監督員の区分表における総括監督員の対象工事は、別に定める「公共工事の品質確保のための監督体制強化の実施について」（平成１９年３月１６日付け事調第１１３０号）により対象とした工事をいう。	条項の削除
３　工事監督員の区分表における主任監督員の対象工事の「500 万円未満の技術的に容易なものを除いた工事」とは、技術的に簡易であり、工事実施にあたっての他工事等との調整を要しないものとする	４　工事監督員の区分表における主任監督員の対象工事の「500 万円未満の技術的に容易なものを除いた工事」とは、技術的に簡易であり、工事実施にあたっての他工事等との調整を要しないものとする	条項の変更
４　工事監督員の区分表における総括監督員の対象職員である「監督業務を指導監督する立場の管理職」とは、監督員が属する部署において、主幹（工事の実施担当者）又は次長（工事）以上職をいう。	５　工事監督員の区分表における総括監督員の対象職員である「監督業務を指導監督する立場の管理職」とは、監督員が属する部署において、主幹（工事の実施担当）又は次長（工事）以上職をいう。	条項の変更
５　工事監督員の区分表における主任監督員の対象職員である「監督業務を本務とする係長、主査以上職」とは、各総合振興局並びに各振興局または出張所等の事務分掌等で当該工事を所掌する係長・主査以上職をいう。	６　工事監督員の区分表における主任監督員の対象職員である「監督業務を本務とする係長、主査以上職」とは、各総合振興局並びに各振興局または出張所等の事務分掌等で当該工事を所掌する係長・主査以上職をいう。	条項の変更
６　工事監督員の区分表における監督員の対象職員である「監督業務を本務とするすべての職員」とは、各総合振興局並びに各振興局または出張所等の事務分掌等で当該工事の監督を行うことが想定されているすべての職員をいう。	７　工事監督員の区分表における監督員の対象職員である「監督業務を本務とするすべての職員」とは、各総合振興局並びに各振興局または出張所等の事務分掌等で当該工事の監督を行うことが想定されているすべての職員をいう。	条項の変更
７　工事監督員の指定に係る担当課長等からの上申は、「工事監督員指定の上申について」（様式－１）によることとする。なお、２名以上の監督員に各々の職務を分担させるときは、分担させる職務の範囲についても上申すること。	８　工事監督員の指定に係る担当課長等からの上申は、「工事監督員指定の上申について」（様式－１）によることとする。なお、２名以上の監督員に各々の職務を分担させるときは、分担させる職務の範囲についても上申すること。	条項の変更
８　「監督員を２名以上指定し監督員の職務を分担させる」とは、１の工事を作業区に分け監督業務を分担し、受注者に対する監督権限は同格とする形態で、次の例のような場合をいう。 ①線工事……延長を分割し作業区を設定して監督業務を行う場合 ②地区合併工事……同一工種を地区毎に分割する	９　「監督員を２名以上指定し監督員の職務を分担させる」とは、１の工事を作業区に分け監督業務を分担し、受注者に対する監督権限は同格とする形態で、次の例のような場合をいう。 ①線工事……延長を分割し作業区を設定して監督業務を行う場合 ②地区合併工事……同一工種を地区毎に分割する	条項の変更
９　受注者への工事監督員の指定通知は、建設工事標準様式（昭和４８年４月２日付け局総第１５１号）第１８号様式によること。	10　受注者への工事監督員の指定通知は、建設工事標準様式（昭和４８年４月２日付け局総第１５１号）第１８号様式によること。	条項の変更
10　第５項の根拠は、「北海道財務規則の運用について（昭和４５年局総第２３０号）」第１７６条（監督又は検査）関係による。	11　第５項の根拠は、「北海道財務規則の運用について（昭和４５年局総第２３０号）」第１７６条（監督又は検査）関係による。	条項の変更
11　支出負担行為担当者は、当該工事の工事監督員以外の職員に監督業務をさせる場合は、前７項の規定による担当課長等の上申に基づき、「工事監督員の指定について」（様式－２）により受注者への通知を行うものとする。	12　支出負担行為担当者は、当該工事の工事監督員以外の職員に監督業務をさせる場合は、前８項の規定による担当課長等の上申に基づき、「工事監督員の指定について」（様式－２）により受注者への通知を行うものとする。	条項の変更
12　第５項の規定により臨時の監督業務を行った職員は、監督業務内容を帰庁復命に明示するものとし、すみやかに工事監督員に引き継ぐこと。	13　第５項の規定により臨時の監督業務を行った職員は、監督業務内容を帰庁復命に明示するものとし、すみやかに工事監督員に引き継ぐこと。	条項の変更
第３条（工事監督員の一般的職務）関係	第６条（工事監督員の一般的職務）関係	条項の変更
１　第３項の指示は、「工事内容の変更指示書」（様式-３）によることとし、変更内容による変更見込み		条項の追加

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
概算額を記入する。 ２　要領で規定している工事監督員が行う指示、承諾、協議については、「打合簿」（様式－４）又は「工事内容の変更指示書」（様式-３）により行うことを原則とし、書面主義の徹底を図るものとする。報告についても同様に書面により行うものとする。 なお、監督体制強化工事の場合にあっては、原則、総括監督員が指示等を行うものとする。 ３　打合簿の作成については、「打合簿作成要領」（別添１）によるものとする。 ４　第４項の「工事の施工に必要な諸手続き等の処理」とは、工事用地の確保、支障物件の除去及び許認可事項等の工事の施工に関して必要な事項をいう。 ５　第５項、第６項の規定の根拠は、ともに財務規則第１７７条第３項である。 第４条（総括監督員及び主任監督員）関係 １　総括監督員指定の趣旨は、契約変更手続き前の作業指示を決定することで工事の迅速化を図るほか、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、従前からの監督体制に加え、低価格受注における品質低下を防ぐために特に重点的に監督体制を強化し、品質確保に努めることにある。 ２　主任監督員指定の趣旨は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公正な監督、検査、評定が求められており、公平で明確な判断を下し、効率的な監督ができるような監督体制をとることにある。 ３　主任監督員が「監督員の職務を総括する」とは、工事監督員として、監督員の報告及び連携の下で工事の全般について把握し、必要な指示を行うことをいう。 ４　主任監督員は、監督員からの報告に基づき現地または書面で確認して、施工計画のもと円滑に工事が進められるよう的確に指示する。 ５　特に重要なものとは、適正な契約履行がなされない恐れのある事項に関するものを指す。 第５条（工事監督員の業務報告）関係 １　監督業務の遂行に当たり支出負担行為担当者への報告又は指示を受ける場合について規定したものである。 ２　　支出負担行為担当者への報告は、書面で行うものとする。 ３　　第４条の規定により報告を行う具体的な項目は、要領第７条施工計画等の打合せ、要領第８条重点的監督事項、要領第９条協議及び措置等、要領第１０条「工程の管理」のうち工事促進の指示にかかわらず工期内に完成しないと認められる場合、要領第１１条書類の承諾等及び要領第１３条の残存物件等の報告等がある。 第６条（工事監督員の服務）関係 　工事監督員が行う監督業務の遂行に当たり上司の職務上の指示に従うことを規定したものである。監督業務を円滑かつ適正に行うためには、担当課長等と打合せ及び報告を行うことが重要であり、これらの際に上司から指示された場合には、これに従うものとする。 第７条～第１５条 　【省略】	１　要領で規定している工事監督員が行う指示、承諾、協議については、「打合簿」（様式－３）より行うことを原則とし、書面主義の徹底を図るものとする。報告についても同様に書面により行うものとする。 なお、監督体制強化工事の場合にあっては、原則、総括監督員が指示等を行うものとする。 ２　打合簿の作成については、「打合簿作成要領」（別添１）によるものとする。 ３　第２項の「工事の施工に必要な諸手続き等の処理」とは、工事用地の確保、支障物件の除去及び許認可事項等の工事の施工に関して必要な事項をいう。 ４　第３項、第４項の規定の根拠は、ともに財務規則第１７７条第３項である。 第３条（総括監督員及び主任監督員）関係 １　総括監督員指定の趣旨は、 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、従前からの監督体制に加え、低価格受注における品質低下を防ぐために特に重点的に監督体制を強化し、品質確保に努めることにある。 ２　主任監督員指定の趣旨は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公正な監督、検査、評定が求められており、公平で明確な判断を下し、効率的な監督ができるような監督体制をとることにある。 ３　主任監督員が「監督員の職務を総括する」とは、工事監督員として、監督員の報告及び連携の下で工事の全般について把握し、必要な指示を行うことをいう。 ４　主任監督員は、監督員からの報告に基づき現地または書面で確認して、施工計画のもと円滑に工事が進められるよう的確に指示する。 ５　特に重要なものとは、適正な契約履行がなされない恐れのある事項に関するものを指す。 第４条（工事監督員の業務報告）関係 １　　監督業務の遂行に当たり支出負担行為担当者への報告又は指示を受ける場合について規定したものである。 ２　　支出負担行為担当者への報告は、書面で行うものとする。 ３　　第４条の規定により報告を行う具体的な項目は、要領第７条施工計画等の打合せ、要領第８条重点的監督事項、要領第９条協議及び措置等、要領第１０条「工程の管理」のうち工事促進の指示にかかわらず工期内に完成しないと認められる場合、要領第１１条書類の承諾等及び要領第１３条の残存物件等の報告等がある。 第５条（工事監督員の服務）関係 　工事監督員が行う監督業務の遂行に当たり上司の職務上の指示に従うことを規定したものである。監督業務を円滑かつ適正に行うためには、担当課長等と打合せ及び報告を行うことが重要であり、これらの際に上司から指示された場合には、これに従うものとする。 第７条～第１５条 　【省略】	条項の変更、追記 条項の変更 条項の変更 条項の変更 条項の変更 趣旨の追加

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
（様式－３） 年　月　日 （受注者名）　●●建設（株） 現場代理人　●●　●●　様 総括監督員 ●●総合振興局 ●●耕地出張所長　●●　●● 工　事　内　容　の　変　更　指　示　書 （第●回） （工事番号） （工事名） 上記工事の工事内容を一部変更するので、下記の指示により施工されたい。 記 1　指示の内容 特記事項　　当該指示における概算金額：約●●百万円増（減）の見込み（消費税等含む） ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。 （概算金額累計） ①現請負代金　●●円 ②増減見込額の累計　●●円の増（減） ③増減見込額の絶対値の累計　●●円 ③のうち、新工種に係る見込額　●●円 （主　旨） 本様式は、工事に必要な指示を迅速かつ的確に行うためのものである。	【追加】	様式の追加

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
（様式－4）	（様式－3）	様式番号の変更

打　合　簿

年　月　日

（工事監督員）
総括監督員
主任監督員
監　督　員

（受注者）

工事名

発 議 者	□発注者　□受注者	
発議事項	□協議　□承諾　□指示　□提出　□報告　□通知　□その他（　　）	
件　名		内　容
処理・回答	発注者	上記について　□承諾　□受理　□通知　□指示　□提示　□その他（　　）します □回答予定日を設定します。 回答予定日：　年　月　日 【回答】 【中間】処理・回答日：　年　月　日　【最終】処理・回答日：　年　月　日
	受注者	上記について　□承諾　□協議　□報告　□提出　□届出　□その他（　　）します □回答予定日を設定します。 回答予定日：　年　月　日 【回答】 【中間】処理・回答日：　年　月　日　【最終】処理・回答日：　年　月　日

備考　打合せ毎に別葉とする。

打　合　簿

年　月　日

（工事監督員）
総括監督員
主任監督員
監　督　員

（受注者）

工事名

発 議 者	□発注者　□受注者	
発議事項	□協議　□承諾　□指示　□提出　□報告　□通知　□その他（　　）	
件　名		内　容
処理・回答	発注者	上記について　□承諾　□受理　□通知　□指示　□提示　□その他（　　）します □回答予定日を設定します。 回答予定日：　年　月　日 【回答】 【中間】処理・回答日：　年　月　日　【最終】処理・回答日：　年　月　日
	受注者	上記について　□承諾　□協議　□報告　□提出　□届出　□その他（　　）します □回答予定日を設定します。 回答予定日：　年　月　日 【回答】 【中間】処理・回答日：　年　月　日　【最終】処理・回答日：　年　月　日

備考　打合せ毎に別葉とする。

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考